

<人権カレンダー> (11月~3月)


◆11月 (児童虐待防止推進月間)


「虐待かなと思ったら迷わず通報」→短縮189

大阪府富田林子ども家庭センター
(相談は0721-25-1131)
通報窓口: 0721-25-2263
(夜間072-295-8737)

- 20日 世界の子どもの日
- 12~25日 女性に対する暴力をなくす運動週間
- 25日 女性に対する暴力撤廃国際日
- 25~12月1日 犯罪被害者週間

◆12月

- 1日 世界エイズ・デー 
- 1~7日 「いのちの電話」フリーダイヤル週間
→ 0120-783-556


- 3日 国際障がい者デー
- 3~9日 障がい者週間 

- 4~10日 人権週間
- 10日 人権デー
- 10~16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

◆1月

- 15~21日 防災とボランティア週間

◆3月 (自殺対策強化月間)

- 8日 国際女性デー 
- 21日 国際人種差別撤廃デー・世界ダウン症の日

<編集後記>

先日、小学校で人権教室を開催しました。児童たちの真剣な眼差しを見て、「よく観て、よく聴くこと」が何事にも大切であると改めて教えられました。今後も、人権への理解を深めてもらうため、活動していきましょう。

<女性のための電話相談>



コロナ禍で孤立し、一人で悩みや不安を抱えていませんか?誰かに話すことで、気持ちが楽になり、心の整理ができるかもしれません。相談は専門の女性カウンセラーがお聞きしますので、まずは専用電話にお電話ください。

専用電話: 090-8967-2750

相談日時: 毎月第1・3月曜日、第2・4木曜日
特設相談日: 11月14日、15日、16日、17日、18日、2023年3月7日、8日、10日
午前10時~午後4時(年末年始、祝日は休み)

<総合福祉相談>

CSW(地域支援相談員)の有資格者がご相談に応じます。健康・医療・障がい・経済・生活基盤...、様々な問題を一緒に検討し、解決への糸口を探ります。
専用電話: 090-6980-5532 (ショートメール可)

<進路選択支援相談>

奨学金をはじめ、お子様の進学(進学後も含む)に関する教育資金の調達方法、その他についてご相談に応じます。



<人権あれこれ相談>

人権問題のみに限らず、身の周りの様々な問題について、「どこに相談したら良いか判らない」「どんな選択肢が考えられるか判らない」等の場合も、一緒に検討し、ご相談に応じます。



市役所5階で、秘密厳守にて承っています。事前に電話予約の上お越しください。

(53-1111 内線575・577)

発行・編集: 河内長野市人権協会

〒586-8501 大阪府河内長野市原町1-1-1

(河内長野市役所5階 人権推進課内)

電話 0721-53-1111 (内線575・577) FAX 53-1955

<http://www.kawachinagano-jinken.join-u>



人権協会だより

河内長野市人権協会

思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり vol. 19
-2022.11.1-

令和4年度啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない。

啓発活動重点目標の趣旨:

近年、SNSなどでの誹謗中傷が問題になっています。まずは、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切です。人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて、理解と参画を得ながら考えていただけるよう、啓発活動を展開します。

<令和4年度(下期)イベント他 事業活動予定>

■「人権を考える市民の集い」

- ・日時: 11月26日(土) 13:30~(13:00開場)
- ・場所: ラブリーホール(小ホール) ・内容: 講演「ハンセン病に学ぶ~取材現場より~」
- ・講師: 藪本 雅子さん(元日本テレビアナウンサー/記者)



■市民サロン(市役所1階) 展示

- ・期間: 11月1日~12月16日
- ・内容: 人権啓発展示「水平社創立100年」「ウクライナに平和を」「SDGsとは」「人権三法」等

■「こども人権啓発ポスター展(WEB開催)」

- ・期間: 11月1日~令和5年1月31日
- ・場所: 河内長野市人権協会ホームページにて
- ・内容: 市内小中学生から募集した「人権啓発ポスター」約554点の展示公開



写真は昨年度キックスにて

■南河内人権啓発推進大会

- ・日程: 令和4年11月8日(火) ・場所: 羽曳野市(LICはびきの3階音楽実習室)

■おしゃべり会 in 女性のためのつながりサポート河内長野

- 日時: 11月19日(土) 場所: 子ども・子育て総合センター

■指導者研修(11月役員会終了後にDVD視聴計画中)

■人権週間(12月4日~12月10日)

- ・市内主要駅前に啓発横断幕を設置する他、市公用車にステッカー貼付予定。



■「共に生きるまちづくりをめざして」

- ・日時: 令和5年1月21日(土) 13:30~ ・場所: キックス(イベントホール)
- ・講演会: 「発達障がい者の理解と支援」(広野 ゆい氏)

■生活情報展

- ・日程: 令和5年3月3日(金)~4日(土) 写真は令和3年度の展示→
- ・場所: ノバティホール(SNSと人権をテーマにした内容を展示予定)



※なお、ここに記載の各予定は、予告なく中止や変更になる場合があります。

<令和4年度（上期）事業実施状況>

■憲法週間啓発活動（4月28日～5月9日）

- 河内長野・三日市町両駅前ロータリーに啓発横断幕を設置
- 市公用車にマグネットステッカーを貼付



駅前に横断幕設置



マグネットステッカー表示

■令和4年度総会（5月25日）

令和4年度の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面決議（会員総数217名）を実施し、全議案につき、返信者全員の賛成（147票）を得て可決承認されました。

■シトラスリボンプロジェクト ポスター掲示とバス車内放送開始（6月1日～）



■千羽鶴献納 長野中学の広島修学旅行時に献納依頼（7月8日）



■キックス1階展示（7月7日～7月25日）

「愛・いのち・平和展」と「ウクライナに平和を」の展示を実施しました。



■市民サロン展示（7月12日～8月16日）

「愛・いのち・平和展」の紹介、「子ども人権平和ポスター展」の紹介、「水平社創立100年」「STOP! コロナ差別」、安田菜津紀さん写真展「世界で出会った子どもたち」、「すごろくでSDGsを学ぼう」「拉致問題」「優生保護法問題」「核兵器禁止条約署名」「人権三法」等の展示を行いました。



平和関連展示／愛いのち平和展展示



水平社創立100年／小中ポスター



写真展「世界で出会った子どもたち」

■「愛・いのち・平和展」（7月22～23日）

コロナ禍のため3年ぶりの開催となり、ウクライナや世界の紛争、小中学校「人権・平和ポスター展」などの展示を中心とした規模縮小しての開催となりました。ミニタオルハンカチ熊さんやシトラスリボン作成体験、映画「ドクター・ドリトル」や、かすみ荘劇団の劇など、多くの市民の方々にご参加頂きました。



■夏休み子ども人権シアター（8月20日）

夏休み子ども体験教室（キックス4階）の一環としてアニメ「ペット2」の映画上映会を開催しました。



■共に生きるまちづくりをめざして 映画上映会（9月24日）

昨年度、延期となっていた映画「こんな夜更けにバナナかよ」の映画上映会を実施しました。



■おしゃべり会 in 女性のためのつながりサポート河内長野（10月6日、27日）

子ども・子育て総合センターにて実施しました。

<人権問題トピックス その3>

■ハンセン病をもっと知ろう

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。かつては「らい病」とよばれて恐れられていましたが、実は感染力が弱くうつりにくい病気です。しかも今や早く見つけて適切な治療すれば、後遺症を残すことなく治る病気なのです。

■ハンセン病の悲しい歴史

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。近所に知られると、家族も含めて偏見や差別されるため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれました。そして昭和6年（1931年）に、すべての患者の隔離を目指した「らい予防法」が成立し、各地に療養所が建設されました。また、各地では患者を見つけ出しては、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し療養所に送り込む施策が行われました。この光景が、人々の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長することになったのです。

■ハンセン病と人権問題

患者の隔離を強制するこの「らい予防法」が廃止されたのは、平成8年（1996年）のこと、あまりにも長い間この法律が、ハンセン病の患者と家族を束縛し、人々の偏見や差別を助長し続けてきました。そのため、今でもハンセン病（らい病）は怖いものと言った間違った知識が、人々の中から払拭できていません。平成10年（1998年）、入所者らによって、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され、平成13年（2001年）熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。この後、国は入所者たちにお詫びし、新たに補償を行う法律を作り、名誉を回復し、社会復帰支援およびハンセン病問題の啓発活動に取り組んでいます。

（参考文献：厚生労働省「ハンセン病の向こう側」平成21年1月発行）

■DVDおよびYoutube 動画の紹介

- DVD「ハンセン病問題を知る」（約35分）…人権協会にて無料貸出中です。
 - Youtube 動画でも、ご覧いただけます。
- [ハンセン病問題を知る](https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto) で [検索](#)、又は下記アドレスにアクセスしてご覧ください。



<特殊詐欺関係情報>=その10=

令和4年

河内長野市でも還付金詐欺の電話が急増中！

- 河内長野警察からの情報によれば、河内長野市内でも市役所の職員をかたった還付金詐欺の電話が急増しています。
- ATM機を操作してもお金はもどってきません。
- 河内長野市役所（危機管理課）では、高齢者（65歳以上）のみの世帯に、特殊詐欺の被害を防ぐため、自動通話録音装置の無料貸出を行っています。



◎「おかしいな」と感じたら、その場で対応せず（電話の場合はいったん電話を切って）
家族や警察に相談してください。 下記相談窓口でも気軽に相談できます（平日10時～16時）。

河内長野市消費生活センター（ノバティながの南館3階） **0721-56-0700**